

高知大学医学部附属病院医療DXセンター規則

令和4年6月22日
規則第23号

(趣旨)

第1条 この規則は、高知大学医学部附属病院規則第11条の4第5項の規定に基づき、医療DXセンター（以下「センター」という。）の運営等に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 センターは、高知大学医学部附属病院と高知県内の医療機関、介護事業所等との間の情報通信技術（ICT）を活用した連携体制の構築及び連携の推進を通じて高知県内の医療連携体制、医療介護連携体制及び多職種間協働体制の強化に資することを目的とする。

(業務)

第3条 センターにおいては、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 高知大学医学部附属病院と高知県内の医療機関との間におけるICTを活用した包括的連携体制の構築及び連携の推進に関すること。
- (2) 高知大学医学部附属病院と高知県内の医療機関、介護事業所等との間におけるICTを活用した在宅療養支援や医療介護連携を含む地域包括ケア体制の構築及び地域包括ケアの推進に関すること。
- (3) その他、医療のデジタルトランスフォーメーション（DX）及びICTを活用した連携の推進に関すること。

(組織)

第4条 センターは、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) その他必要な職員

2 前項第1号及び第2号に掲げる者の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠の者の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営委員会)

第5条 センターの運営に関し必要な事項を審議するため、医療DXセンター運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会については、別に定める。

(雑則)

第6条 この規則に定めるもののほか、センターの運営等に関し必要な事項は、病院長が別に定める。

附 則

1 この規則は、令和4年7月1日から施行する。

2 この規則の施行後、最初に任命されるセンター長及び副センター長の任期は、第4条第2項の規定にかかわらず、令和6年3月31日までとする。